（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五十六条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に、「平7」を「令9」に改める。

（女性労働基準規則の一部改正）

第五十七条　女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第４条関係）

第　　号

雇用環境・均等局調査員証票

令和　　年　　月　　日交付

厚生労働省雇用環境・均等局印

官　職　　氏　名

厚生労働省

縦6.5センチメートル
横８センチメートル

（別記様式裏面）

労働基準法（抄）

（女性主管局長の権限）

第100条　厚生労働省の女性主管局長（厚生労働省の内部部局として置かれる局で女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。）は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女性に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する次項をつかさどり、その施行に関する事項については、労働基準主管局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準主管局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

女性主管局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女性に関し労働基準主管局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行つた監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

第101条及び第105条の規定は、女性主管局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女性に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

第101条　労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問